

# 平成18年第3回教育委員会記録

平成18年2月8日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成18年2月8日(水) 午後2時00分～午後3時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫  
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ  
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継 学校適正配置 担当部長 上原 和 義

庶務課長 和田 義 広 学校適正配置 担当課長 吉田 順 之

杉並区師範館 担当課長 田中 哲 学校運営課長 馬場 誠 一

指導室長 松岡 敬 明 社会教育 担当課長 赤井 則 夫

済美教育 一 杉田 治 中央図書館長 原 隆 寿  
副所長

中央図書館長 齋 木 雅 之  
中次

事務局職員 法規担当係長 石井 康 宏 担当書記 佐藤 守

傍聴者数 13名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第6号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第7号 「杉並区教育ビジョン推進計画」について

議案第8号 「杉並区立小中学校第一次適正配置計画(小学校の統合)」の策定について

#### (報告事項)

(1) 平成18年度杉並区教育委員会重点施策について

- (2) 平成17年度杉並区学校文化栄誉顕彰について
- (3) 杉並区立科学館の臨時休館について
- (4) 第23期（平成18・19年度）杉並区体育指導委員の内定について
- (5) 平成17年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (7) 中央図書館業務委託の事業者選定結果について

## 目 次

会議録署名委員の指名について	4
----------------	---

### 議案審議

議案第6号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部 を改正する規則	4
---	---

議案第7号 「杉並区教育ビジョン推進計画」について	5
---------------------------	---

議案第8号 「杉並区立小中学校第一次適正配置計画（小学校の統 合）」の策定について	9
--	---

### 報告事項

(1) 平成18年度杉並区教育委員会重点施策について	11
(2) 平成17年度杉並区学校文化栄誉顕彰について	14
(3) 杉並区立科学館の臨時休館について	15
(4) 第23期（平成18・19年度）杉並区体育指導委員の内定について	17
(5) 平成17年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について	17
(6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	17
(7) 中央図書館業務委託の事業者選定結果について	18

**委員長** ただいまから、第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が3件、報告が7件となっております。

では、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第6号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第6号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、平成17年11月に公布されました杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正において定める平成18年3月及び6月に支給される勤勉手当の支給について、規定の整備を図るために行うものでございます。

改正の概要でございますが、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

一部改正条例におきまして、18年3月に勤勉手当を100分の5支給すると規定したことに伴いまして、勤勉手当に関する読み替え規定を定めるものでございます。

具体的に申し上げますと、3月と6月に勤勉手当を支給することになったことに伴いまして、これまで3月には勤勉手当が支給されてございませんでしたので、勤務実績の算定期間等を短縮等を行うということで実施するものでございます。

まず、附則の第2項でございますが、育児休業中の職員の勤勉手当の支給対象外と判断する場合の勤務実績の算定期間につきまして、6カ月を3カ月に。それから、欠格休職期間のある職員の勤勉手当の支給割合を判断する際の勤務期間につきまして、80日を40日に。それから、勤勉手当の支給割合を算定する勤務期間についての読み替えとして、1つは、短期の病気休暇について除算期間を算定する月数について、3を2に。それから、再任用短時間勤務職員の勤務時間の除算期間に含まれる週休日等の日数について、3日を2日に。それから、介護休暇により勤務しない期間を除算期間に含めない場合について、30日を15日にということで、いずれも期間の短縮をするというものでございます。

支給日でございますが、3月の勤勉手当の支給日は3月15日と定めてございます。

次に、勤勉手当の支給割合につきまして定めます別表第一、それから、減額の事由がある職員の減額率につきまして定める別表第二についても、同様の期間の短縮を行うものでございます。

それから、改正附則の3項でございますが、勤勉手当の支給基準日に職員でなかった職員を勤勉手当の支給対象から除外するといったことを定めるものでございます。

いずれにしても、3月15日に勤勉手当を支給するという点に関連しましての改正ということ

でございます。

施行日でございますが、公布の日から施行するということでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

何かございますか。条例の一部改正に伴う規定の整備ということで、ご異議ございませんでしょうか。

では、お諮りしますが、議案第6号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。ありがとうございます。

続きまして、日程第2、議案第7号「『杉並区教育ビジョン推進計画』について」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第7号「『杉並区教育ビジョン推進計画』について」説明いたします。

本計画は、平成17年10月12日の教育委員会において素案を決定し、11月1日から11月22日までの区民意見提出手続や素案計画策定後の事業実績等を踏まえて策定いたしましたものでございます。

計画の考え方、事業の修正箇所を中心に説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1章「総論」でございますが、素案のときと同様でございますが、改めて簡単に説明させていただきます。

「計画の考え方」ということで、教育ビジョン推進計画は、教育ビジョンに掲げた基本的な考え方、教育改革の方針に基づいて、現行の教育改革アクションプランを改定し、策定するもので、教育ビジョンに掲げた3つの教育改革の方針の目標、4つの施策の方向に基づいて取り組む事業を明らかにすること。計画化する事業は、今後3年間に特に力を入れて取り組むものとし、同一の考えで推進する事業を一括して計画化すること。2年ごとに計画を見直し、その都度新たな計画を策定すること、次の改定が平成18年度を予定していることを規定してございます。

2点目の「計画の位置づけ」でございますが、教育ビジョン推進計画は、五つ星プラン、子ども・子育て計画との整合性を図り策定するもので、今後、五つ星プラン・予算の中に位置づけて実施すべき施策事業を提示するものとして関係図を示してございます。

3の「計画期間」でございますが、3年間ということで、当該年度を含む、平成17年度から19

年度ということで計画化してございます。

2 ページに参ります。

第2章「教育改革の方針と目標、目標実現のための主な取組」でございますが、2 ページから5 ページにかけまして、教育改革の3 つの方針ごとに目標と主な取り組みを掲げております。あわせて5 ページに全体像を示しております。素案と同じ内容でございますので、大変恐縮ですが、説明は省略させていただきます。

次に、6 ページに参ります。

第3章「教育改革の目標実現に向けた施策の推進」でございますが、6 ページから9 ページにかけまして、教育ビジョンに掲げました4 つの施策の方向に基づきまして、それぞれの施策事業を体系図として掲げてございます。この項も変更してございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、10ページに参ります。

I 「学力・体力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育てます。」ということでございますが、この10ページから最終35ページまでに、教育ビジョンの施策の体系ごと、教育ビジョン推進計画に基づいて計画した14の施策と55の事業につきまして、各施策ごと、施策事業の考え方、3年後の姿、3年間の事業量を掲げてございます。この項につきましては、事業の修正個所を中心にご説明をさせていただきます。

まず、全体事項でございますが、11ページをご覧いただきたいのですが、素案では、18年度、19年度といった事業の規模を示すところでございますが、これについては一括計画としておりました。今回の計画におきましては、この18年度、19年度を分離しまして、それぞれ個別の表記をしたという点が、全体的な改正事項ということになってございます。個別表記に当たりましては、具体的な事業規模をイメージできるものについては、できる限りその規模を明示するというところで掲げてございます。

以下、修正個所について説明をさせていただきます。

大変恐縮でございますが、修正個所の説明につきましては、別添でお付けしてございます資料「『杉並区教育ビジョン推進計画』素案に対する区民意見提出手続の実施状況及び修正結果について」をご覧いただきたいと存じます。

4の「素案の修正個所」のところでございます。全体につきましては先ほど説明いたしました。それから、表の説明をこれからさせていただきます。修正個所の1ページの10行目ということで、先ほど読み上げました括弧書きの部分ですが、次の改定が18年度ということを示すということを行ってございます。

次に、12ページでございますが、「健康教育の充実」でございます。事業項目の内容修正ということで、「ぜん息フォーラム」という名称を「講演会」という形に変更してございます。

次に、14ページでございますが、「中学校セカンドスクールの推進」ということで事業量の修正。これまで18・19年度、「拡充」ということでございましたが、規模の拡大を伴わないということございましたので、18・19年度とも「推進」ということにしてございます。

それから、18ページ、「幼少連携教育」でございますが、これにつきましては内容が大きく変更してございますので、本文の18ページをご覧いただきたいと思っております。「⑥幼少連携教育の推進」ということでございますが、記載のとおり、モデル事業につきまして、これまで素案の計画の中では、実施1所を検証・検討ということで、18・19年度はこれを拡充するというだけで、あわせて私立幼稚園と保育園との連携について試行拡充というのが、18・19年度の事業の内容でございましたけれども、計画を作るまでの間に事業が進捗いたしまして、モデル事業をそれぞれやっていくということになりましたので、18年度は記載のとおり、区立幼稚園との連携、実施1所、区立保育園との連携、実施1所、私立幼稚園との連携、実施1所、私立保育園との連携、実施1所ということで具体的な事業を計画化した。これに伴いまして「私立幼稚園・保育園との連携」の試行・拡充というところを削除したということでございます。

また先ほどの資料へお戻りいただきたいと存じます。2ページ目になります。

21ページですが、「民間人校長等の任用」につきまして事業量修正ということで、「18・19年度“民間人副校長任用の検討・任用”」ということございましたが、副校長につきましては、18・19年度とも「検討」ということに変更してございます。

それから、21ページ、「第三者評価（診断）の実施」の項でございますが、これにつきましては、現行取組の中で既に第三者診断という事業名を使っていくということになってございますので、第三者評価のところ「（診断）」という名称を入れたというものでございます。

次に、22ページでございますが、ここも大きく「通学路の安全確保」ということで追加してございますので、本文の22ページをご覧いただきたいと存じます。「③学校安全対策の充実」の一番下でございます。通学路の安全確保ということで、通学路の点検・見直し、学校安全マップの作成・配布、通学安全ボランティアによる見守りといった事業を計画化ということで掲げてございます。学校安全対策の充実のところについては、通学路安全確保ということで大きく事業内容を充実したということでございます。

また資料に戻っていただきます。

25ページの「『子どもの居場所づくりの事業』の運営」でございますが、これにつきましては、項目の名称変更ということで、文部科学省の事業名にあわせたというものでございます。



それから、28ページの「未就園児への教育支援」の子育て読本の発行でございますが、17年度「編集・発行」、それから18・19年度「発行・活用」ということではございましたが、現在の事業の進捗にあわせまして、17年度「検討」、18年度「編集・発行・活用」ということで計画を変更してございます。

次に、33ページは事業量修正ということで、17年度の設置台数が既に5台ということでございますので、その変更をいたしました。

次に、34ページ、「図書館業務への民間活力の導入」ということではございますが、これにつきましても事業具体化ということで、「実施」のところ、18年度「新規1館」、19年度「新規2館」ということで記載してございます。

それから、35ページでございますが、「文化財保護ボランティアの育成・活用」ということで「検討」となっていたものが、現実に「フォロー研修実施」ということで事業が立ち上がってまいりましたので、17年度のところを修正したということでございます。

計画事業の素案からの修正箇所は以上でございます。

それから、この計画に伴いました新規拡充事業でございますが、別に「杉並区教育ビジョン推進計画 主な新規・拡充事業」という資料をつけてございます。これも素案のところでは1回お示ししてございますが、新規事業につきましては、22事業。1「学力・体力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育てます。」という第一分野につきましては6事業。「『学校力の向上』により信頼される学校づくりを進めます。」につきましては、「杉並教育会の設立準備」以下5事業。それから「『人間力』を育成し、活力ある地域づくりを進めます。」といった施策体系につきましては、「子どもの居場所づくり事業の運営」以下5事業。「スポーツ・文化活動を通じた、豊かな地域づくりを進めます。」の施策体系につきましては、「(仮称)杉並スポーツ振興計画の策定・推進」以下6事業となっております。これは素案のときと同じでございます。

次に、裏面に拡充事業を記載してございます。こちらにつきましては、学力・体力向上関連のものについては、「食育の推進」以下4事業。それから、学校力の向上の関連分野につきましては、「教員の授業力・指導力の向上」以下8事業。「人間力を育成して活力ある地域づくりを進めます。」の施策体系につきましては、「大学・企業等との新たな関係づくり」以下5事業ということで、これにつきましても前回素案でお示したときと変わってございません。

次に、区民意見提出手続の実施状況及び修正結果についてですが、これは資料でお示ししてございます。提出期間は先ほど申し上げましたので、公表方法は記載のとおりということで、意見提出の実績でございますが、個人から25件、団体から3件、意見項目としては延べ184項目の意見が出てございます。それらにつきましては、3ページ以降、それぞれの意見概要、意見要旨と

区の考え方について、作成した資料をお付けしてございますので、ご覧いただければと存じます。

教育ビジョン推進計画の説明については以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いたします。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございますしたら、お願いします。

もう既に何回か協議を重ねながら、お話し合っていますから、特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第7号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第3、議案第8号「『杉並区立小中学校第一次適正配置計画（小学校の統合）』の策定について」を上程し、審議させていただきます。学校適正配置担当課長からご説明をお願いします。

**学校適正配置担当課長** では、議案第8号「『杉並区立小中学校第一次適正配置計画（小学校の統合）』の策定について」説明をいたします。

とじ込んでございます資料の最後に、資料2を添付させていただいております。これをご覧いただければと思いますが、平成16年7月21日に「杉並区立小中学校適正配置基本方針」を決定をし、9月21日に「杉並区立第一次適正配置計画策定のためのたたき台（学校の統合）」を決定したわけでございます。この間、今日の委員会上程に至るまでの間、地元の関係者の方々には真剣なご議論をいただいたところでございます。記載のような経過を辿って、本日上程するものでございます。

では、最初に戻って、1枚おめくりいただきまして2枚目でございます。

このような経過を辿り、また、昨年12月26日には適正配置計画第三者委員会から意見・提言がなされました。これらをもとに、ここに「杉並区立小中学校第一次適正配置計画（小学校の統合）」を策定し、基本方針と一体のものとして、学校の統合を進めたいと考えております。

- 1、「統合対象校」でございますが、杉並第五小学校と若杉小学校。
- 2、「統合予定時期」でございますが、平成20年4月。
- 3、「統合対象校の選定理由」でございますが、学校規模や改築時期の観点から見て優先度の高い学校について統合対象校としております。
- 4、「新しい学校の位置」でございます。それぞれ長所はございますが、両校の多くの児童にとって通学しやすいという観点から現在の杉並第五小学校の校地とします。

平成20年から21年度までの間は、現在の若杉小学校の校地に統合新校を設置をし、平成22年度

以降、現在の杉並第五小学校の校地に統合新校を建設し、そこへ22年度に移るということになってございます。

おめくりいただきまして裏でございますが、5、「新しい学校の校名」でございますが、学校関係者と協議をして決定したいと考えております。

6、「新しい学校の通学区域」でございますが、両校の通学区域を一体とすることを基本といたしますが、現状の児童の通学動向等を考慮して、環状八号線西側の区域は桃井第一小学校及び桃井第二小学校への通学区域の変更を行います。

7、「今後の年次計画」と8、「今年度中のスケジュール」は、記載のとおりとなっております。

9、「その他」といたしまして、(1)統合時点及び新校舎への移転後の通学の安全対策、心身障害学級児童への配慮、統合前及び統合後の児童への配慮、統合新校の学校運営及び施設整備につきましては、十分な検討を行い、必要な措置を講じてまいりたいと考えてございます。

添付資料でございますが、資料1は、たたき台と第一次適正配置計画との比較でございます。資料2が、先ほど見ていただいた経過でございます。

以上でございます。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

**安本委員** 何回か説明会とか話し合いとか会を重ねてなさっていただいて大変良かったと思うのですが、この雰囲気というのはどうですか。杉五小と若杉小の間の雰囲気はどんな感じでしょうか。

**学校適正配置担当課長** 今年度、平成17年でございますが、統合協議会に発展していきたいと考えてまして、事前の統合協議会の準備会を開催させていただきました。そこで両校の皆様方から10名ずつ学校関係者、地域の方々を出していただきまして、お話し合いを重ねてまいったところでございます。当初、この計画素案のたたき台につきまして、確認をとということでお話をさせていただきました。やはり学校への思い入れは十分に両校ともあるわけでございますので、さまざまな意見が出されたということはあります。ただ、第三者委員会での審議の過程の中でご意見を出していただく機会を設けさせていただきました。そのときに両校の学校関係者も、統合についてはやむを得ないとしつつも、子供たちの目線で、さまざまに今後のあの地域での子どもたちの教育をどういうふうにしていくのかということでは、きちんと論議をされたということがございます。最後は、こういった準備会が立ち上がれば、きちんとその責任において、新しい学校づくりに努力していきたいというようなところでございました。

**安本委員** 杉五小も若杉小もどちらも、同じ立場のところで見ているらっしゃるとお感じになります

したか。

**学校適正配置担当課長** 両校とも同じように説明会をし、同じように説明させていただきましたが、若杉小学校の方については、重点的にかかなりの回数を重ねながら、地元の方々も含めましてお話をさせていただきました。確かに多少の温度差があることは否めないところではございましたが、最後は皆さん方、先ほど申しましたが、子どもたちと同じ目線に立っていろいろとご心配をされてお考えいただいたということでは、十分に意義があったかなというふうには思っております。

**安本委員** わかりました。温度差というのは引きずるといえるのか、持っていく場合が多いような気がするのですが、どうぞそういうことかなるべくないように両校ともに十分な説明をこれからもなさっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**宮坂委員** 大筋においては了承していただいたと解釈してよろしいですね。

**学校適正配置担当課長** 私どももそのように解釈しております。

**委員長** では、議案第8号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、日程第4、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに、「平成18年度杉並区教育委員会重点施策について」、「平成17年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」、「杉並区立科学館の臨時休館について」の3件を一括して、庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、私から3件ご説明をさせていただきます。

まず最初に、「平成18年度の教育委員会重点施策について」を報告させていただきます。

重点施策でございますが、ただいま決定いただきました「杉並区教育ビジョン推進計画」を着実に実行し、杉並の目指す教育を実現するために策定するものでございます。18年度は、教育ビジョン推進計画掲載事業のうち、3つの教育改革の方針を実現するための根幹となる事業。2点目は、教育ビジョン推進計画掲載事業のうち、新規拡充事業など18年度に特に重点的に取り組む事業。それ以外に計画外で18年度単年度もしくは新規に取り組む今日的な教育課題を解決するために欠かせない事業。こういったものを重点施策とするという方針で選定したものでございます。

施策数につきましては29施策ということで、昨年度が30施策でございますから、それから1減ということになります。

教育委員会重点施策の構成でございますが、教育ビジョンの4つの施策の方向性ごとに、体系ごとに構成するという形で策定してございます。

それでは、資料に基づきまして簡単にご説明させていただきます。

平成18年度杉並区教育委員会重点施策ということで、まず1点目が「学力・体力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育てます。」の項でございます。こちらは昨年度の6事業から7事業ということでございます。記載の「学力・体力の向上」以下「安全・防災教育の充実」まで、昨年度と同様のものということで、取り組んでいくという形になってございます。項目が1つ増えてございますのは「就学前教育の充実」で、これは「学校力の向上」の方からこちらに持ってきた関係で1つ増えてございますが、昨年度に引き続いて取り組んでいくというものでございます。

ただし、中身について若干新しいものが出てございますので、そのところを簡単に説明させていただきます。

まず、2番の「食育の推進」でございますが、本年度は食と学力・体力の関係を調査するといった事業に着手するというので、これを踏まえて学力・体力の向上につなげるということを考えてございます。

2点目でございますが、4番の「就学前教育の充実」でございますが、これにつきましても就学前教育の共通プログラムの策定あるいは幼稚園、保育園、小学校との連携などを進めるということで、先ほどご報告いたしましたモデル事業をやっていく。あるいは共通プログラムを策定するというので、新たな中身を踏まえながら引き続き充実していくということでございます。

5点目の「徳育の推進」でございますが、こちらにつきましては、最後の「地域への出前道徳教育」の検討に着手するということでございます。

次に、2番の「『学校力』の向上により・信頼される学校づくりを進めます。」という項でございますが、こちらは昨年度と同様に10事業ということでございます。

新たな項目といたしましては、2ページになりますが、「教員の授業力・指導力の向上、『杉並教育会』の設立準備」ということで掲げてございます。教員一人ひとりの授業力、社会人としての資質を育てる指導力の向上を図るということで進めていく。あわせてこの項につきましては、杉並教育会という形で事業を進めるということで、この創設に向けた準備を進めるということも掲げてございます。

次に5番の「『地域立学校』『地区教育委員会』の推進」でございますが、こちらにつきましては昨年度、地域運営学校の充実ということで開かれた学校づくりに取り組むということにいたしましたものでございますが、今年度は、表題の地区教育委員会に加えまして、教育基金の設立準備等といったことで、財政面から学校を支えるといった意欲を生かしていくという仕組みを作っていくことに取り組むということも掲げてございます。

次に、6番の「独自性が発揮できる学校づくり」も昨年度からの項目でございますけれども、

この項につきましては、新たに第三者評価の試行（小学校2校、中学校1校）、それから学識経験者、企業経営者等から成る経営支援組織の設置準備を進めるといった事業に取り組むものとしてございます。

次に、8番ですが、「スクール・ソーシャルワークの推進」ということで、児童・生徒の心理面に働きかけるとともに、児童・生徒と家族・学校・地域の様々な関係機関との間に立って、福祉的アプローチ（ソーシャルワーク）を取り入れた支援を進めて、いじめ、不登校、集団不適応、児童虐待などの相談支援を充実するということ。あわせて適応指導教室のあり方を見直して、不登校対策を充実するということで、新たにスクール・ソーシャルワークの推進に取り組むものとしてございます。

9番目の「学校安全対策の充実」につきましては、新規で掲げてございますけれども、下校時の安全対策を充実するということ。それから、昨年からは、学校安全支援隊の拡充といった内容になってございます。

次に、3ページ。「『人間力』を育成し、活力ある地域づくりを進めます。」という施策体系でございますけれども、こちらにつきましては、(2)「『杉並区教育支援プラットフォーム』の構築」ということで、学校、家庭、地域をはじめとした多様な社会資源の教育力を総合的に向上させるため、学校教育コーディネーターや教育支援NPO等を中核とした「杉並区教育支援プラットフォーム」の構築を図る。そうした中で、地域の多様な団体とのネットワーク化を推進するといった事業を推進することとしてございます。

次に、(3)「子育て等相談機能の充実、子育て読本の発行・活用」でございますが、この項につきましては、昨年度から引き続きということでございますが、緊急時の心のケア対応マニュアルを作成する。あるいは、子育て読本を発行して、家庭向けに配布するといった事業を進める予定でございます。

(5)「『地域マイスターマップ』等の作成・活用」ということで、子どもや大人の地域での学習に役立つよう、「すぎなみ学倶楽部」の取り組みなどを活用した「地域マイスターマップ」あるいは学校や地域での学習活動・行事を記載した「地域学習カレンダー」を試作していく。また、その活用についての検討を進めるといふこととしてございます。

次に、4ページに参ります。「スポーツ・文化活動を通じた、豊かな地域づくりを進めます。」というところでございますが、こちらについても、(5)「科学館基本構想の策定・推進」を除きまして、項目的には昨年に引き続いてということになってまいります。

(2)「体育団体やスポーツNPOとの協働」の方でございますが、こちらについては、幅広いスポーツ指導者やボランティアの育成・活用を進めるといったことで、新たに取り組んでいくと

いう考え方でございます。

(3)「図書館の情報化推進」のところでは、図書館の情報化の推進に当たりまして、後段の方になりますが、情報基盤の再構築を図るとともに、地域情報の拠点として、地域の課題解決にかかる学習支援を行うといった考え方を打ち出しております。

次に、(4)でございますが、「杉並区子ども読書活動推進計画」の見直しを行うといったところが、この項の新規の内容でございます。

(5)「科学館基本構想の策定・推進」ということで、これにつきましては、今回初めて重点施策として掲げたものでございまして、科学館を「科学をはぐくむ地域社会づくりの拠点」とするために、科学館基本構想を策定、推進するというところで、昨年度、民間から公募で館長を招聘しております。その館長のもとで、こういった施策を進めていくということを掲げております。

次に、(6)「伝統文化の保存・継承等」でございますが、これも项目的には同じ項目ですが、内容的に変更がございまして、新たなものとして2行目の後段、文化財保護ボランティアを育成する、郷土博物館の基本計画を改定していくといった事業を盛り込んで、重点施策として掲げております。

18年度の重点施策については以上でございます。

次に、「平成17年度杉並区文化栄誉顕彰について」ご報告をさせていただきます。

文化栄誉顕彰の目的でございますが、記載のとおり、杉並区内にある小学校、中学校、養護学校及び南伊豆健康学園に在籍する児童・生徒等が、文化活動に関し、優秀な成績を収めた場合に、杉並区教育委員会がその栄誉を顕彰するというものでございます。本顕彰につきましては、平成10年度から事業を実施しておりまして、本年度は第8回目ということになります。

顕彰の対象、顕彰の方法については、記載のとおりでございます。

本年度の被顕彰者でございますが、平成18年2月2日に文化栄誉顕彰審査委員会で受賞者を決定しております。なお、審査会におきまして、特に顕著な功績のあった者に対して特別賞を贈ることとしてございます。

文化栄誉顕彰受賞者一覧をご覧ください。本年度は受賞者が個人で45件、団体で1件の46件でございます。先ほど申し上げました特別賞でございますが5ページになります。また後ほどご説明いたしますが、3年連続で全日本珠算技能競技大会で優秀な成績を収め、本年度優勝ということになりました桃井第五小学校の澤田進之介さんに特別賞を贈るということで決定しております。表彰式の日程は、3月3日、午後3時半からということで予定しております。

それでは、受賞者でございますが、本年度新たに受賞種類となったもの、初めての大会といったものについてだけ簡単にご説明をさせていただきます。

3ページでございますが、9番、馬橋小学校、高祖結さんでございますが、第55回“社会を明るくする運動”作文コンテスト、東京都保護観察所長賞ということで受賞してございますので、表彰と決定させていただいております。

次に、10番の馬橋小学校の向井秋穂さんでございますが、第17回「バケツ稲づくりコンテスト」〈個人の部〉お米・ごはん賞をいただいているということで表彰と決定してございます。

次に、5ページでございますが、先ほど申し上げました17番、桃井第五小学校6年、澤田進之介さんでございますが、第25回全日本珠算技能競技大会、個人総合競技第一部優勝ということで、前年第2位、前々年も第2位と3年連続で、今回優勝ということでございましたので特別賞ということになってございます。

次に、7ページでございます。27番の高井戸東小学校3年の高橋隆一さんでございますが、平成17年度歯・口のコンクールに関する図画・ポスターコンクール、小学校低学年図画ポスターの部第3位ということで表彰することに決定してございます。

次に8ページでございますが、33番の阿佐ヶ谷中学校1年の小野ゆかりさんですが、全国中学生選抜将棋選手権大会、女子の部第3位ということで、全国の中学生の中から選ばれたということで表彰を決定してございます。

次に9ページでございますが、35番、中瀬中学校、二口義久さんですが、平成17年度歯の作文におきまして優ということで、都内の小・中学生を対象にしたコンクールの中で、優秀な成績を収められましたので表彰を決定してございます。

最後、12ページになりますが、阿佐ヶ谷中学校吹奏楽部でございます。こちらにつきましては、別のことで表彰を受けたことがございますが、今回の功績概要のところ記載している大会は初めてということで、日本管楽合奏コンテスト全国大会、中学校の部A部門、最優秀賞ということでございますので表彰ということでございます。

それ以外につきましては、これまで10年度以降表彰してきた方と大体同等の賞を受けてございますので、表彰決定ということで決めさせていただいております。

平成17年度の杉並区学校文化栄誉顕彰については以上でございます。

それでは最後、「杉並区立科学館の臨時休館について」ご報告いたします。

臨時休館の理由でございますが、既にご案内してございます1階機械室天井のアスベストを除去するための工事を実施することに伴う臨時休館ということでございます。

臨時休館の期間は、18年3月22日から4月10日までということで予定してございます。

この休館に伴う事業への影響でございますが、例年実施してございます春期のサイエンスウィーク、科学実験とかプラネタリウムの投影といった事業を区民向けに行っておりますが、これ



については、今年度は事業中止ということになってございます。

私から3件、以上でございます。

**委員長** では、以上の3件のうち、1つずつご意見等ございましたら、お願いいたします。

最初に、「平成18年度杉並区教育委員会重点施策について」ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

何回か委員の皆さんのご意見をいただいていますので、特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** 次に、「平成17年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

昨年と比較していかがですか。

**庶務課長** 件数で申しますと、昨年は個人が45、団体が3の48ということで、団体が2件減っていますが、昨年度からこういった受賞で推薦が上がってくる件数が伸びてきたということで、その前の年までは大体20人前後、15年度でも26件ということで、最初からの経過でいきますと、最初の年が6件から14件ということで、順次こういった業績についての顕彰結果が上がってきています。

大会につきましては、先ほど新たなものということで取り組むものが出てくるということですが、例えば、図書館の調べる学習コンクールとか、かなりずっと取り組んでいるものも多いといったような状況でございます。

**委員長** では、よろしいですか。

(「なし」の声)

**委員長** では、「杉並区立科学館の臨時休館について」ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

これは、他の区立の建物も同様なのですが、近隣に対する告示とか説明とか、その辺はどうなっているのですか。

**庶務課長** 2月14日前後に契約をします。その後、2月中旬に入りまして周辺住民に説明会をします。そのときにチラシ等を配ってご理解を求めていくということになります。

**委員長** では、よろしいですか。

(「なし」の声)

**委員長** では、続きまして、「第23期(平成18・19年度)杉並区体育指導委員の内定について」、「平成17年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、以上3件を一括して、社会教育スポーツ課長からご説明をお願いします。

**社会教育スポーツ課長** 私から、「第23期（平成18・19年度）杉並区体育指導委員の内定について」ご説明させていただきます。

体育指導委員には、目的として、スポーツを通じて地域の人々がふれあい、健康で豊かな地域づくりを推進するため、教育委員会に体育指導委員を置くものでございます。

根拠法令、委員の身分等は、記載のとおりでございます。

選考及び内定者でございますが、募集方法につきましては公募でございます。第一次選考、第二次選考を経まして、内定者が記載のとおり22名でございます。裏面に1番から22番までの内定者の名簿を登載してございます。

次に、「平成17年度杉並区スポーツ荣誉顕彰について」ご報告いたします。

目的でございますが、体育大会などにおいて優秀な成績を収めた者に対し、その荣誉を顕彰し、杉並区におけるスポーツの普及と振興を図ることを目的とするものでございます。

顕彰の基準でございますが、対象の大会ですけれども、全国、関東地区または東京都の体育大会等において優勝もしくは入賞した者でございます。

顕彰の基準ですが、東京都大会、関東以上の大会は記載のとおりでございます。成績については、東京都大会につきましては、優勝もしくは準優勝。関東地区大会におきましては3位以上。全国大会におきましては入賞以上でございます。

被顕彰者の選考でございますけれども、被顕彰者は、スポーツ荣誉顕彰審査会において選考いたします。本年は、1月19日に審査会を実施してございます。

顕彰の方法でございますけれども、記載のとおりです。副賞としては、個人受賞者には記念メダル、団体受賞者には楯を贈る予定でございます。

被顕彰者数でございますけれども、36組、218名でございます。

授与式でございますが、3月3日、午後6時30分から予定してございます。

1枚お開きいただきたいと思います。個人及び団体の該当者の名簿でございます。一番左が全国大会、関東地区大会、都大会の区分を明示してございます。

次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」でございます。

1月分につきましては、新規の後援が計4件ございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。新規の後援が2件でございます。杉並公会堂オープニング事業実行委員会への後援、フォニックス・レフレクションという団体で、「打楽器アンサンブルコンサート」がセッションで開催されますので、その後援でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。こちらは新規の共催が2件でございます。1点目は、NPO法人森の小人の家庭学級「思い出アルバムづくり」、2点目がNPO法人プランニン

グ∞遊の「すぎなみコミュニティカレッジフォローアップ講座」の2件でございます。新規は以上の計4件でございます。

私からの報告は以上でございます。

**委員長** では、最初に「第23期（平成18・19年度）杉並区体育指導委員の内定について」ご質問、ご意見ございましたら。

よろしいですか。

（「なし」の声）

**委員長** 特にご意見等もございませんようですので、次に進めさせていただきます。

次に、「平成17年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

（「なし」の声）

特にごございませんでしたら、次に進みまして、「教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

（「なし」の声）

**委員長** では、最後に「中央図書館業務委託の事業者選定結果について」、中央図書館次長からお願いいたします。

**中央図書館次長** 中央図書館の窓口業務委託の業者選定の結果が出ましたので、ご報告申し上げます。

去る17年12月14日に、中央図書館の運營業務を一部委託するというので、教育委員会でご報告いたしました。その際に、受託業者につきまして、公募によるプロポーザルで選定をしていくということでご報告いたしましたが、その結果が出ましたのでご報告申し上げます。

資料に基づきまして説明させていただきます。委託事業者といたしましては、株式会社ティーアールシーサポートアンドサービスという会社でございます。代表取締役が谷一文子。所在地は、東京都文京区大塚三丁目5の11。設立が、平成14年3月26日。資本金1,000万円でございます。こちらは株式会社図書館流通センターという会社の100%出資の子会社でございます。

これまでの選定の経過を申し上げます。選定の方法は、プロポーザルによる総合評価方式でございます。法人選定委員会を設置いたしまして、これまで審査をしてまいりました。法人選定委員会は、学識経験者1名、図書館協議会委員1名、公認会計士1名、区の職員4名の合計7名で構成いたしまして選考してまいりました。

経過は、公募を12月21日に開始いたしまして、1月11日に締め切り、6社の応募がございました。そして、一次審査、現地視察、二次審査、そして最終選考ということで、去る2月6日に決

定をいたしました。

選定基準・評価表は別紙でございますので、後ほどご報告申し上げます。

委託期間は、来る平成18年4月1日から19年3月31日を予定しております。

今後のスケジュールは、政策調整会議にかけまして、2月中に区議会にご報告いたします。その後、業務引き継ぎを3月にいたしまして、4月1日に契約締結・業務委託を開始するという予定でございます。

選定におきます評価表及び選定基準は別紙でご用意しております。ご覧いただければと思います。一次審査の結果が上の表でございます。ティーアールシーと書いてございますのが、今回選定をした会社でございます。B、C、D、E、Fというのが他社でございます。図書館経営に関する基本理念、魅力あるサービス提供等々で評価項目を設置いたしまして、各委員が20点あるいは10点満点で点数をつけまして、点数の合計点が記載されている点数でございます。

その結果、一次審査では図書館経営に関する基本理念、専門職の確保と労務管理、個人情報保護等々でティーアールシーが最も良い点数を確保しております。

その一次審査の結果といたしましては、中段に書いてございますが、463点と合計点が1位になりまして、これはティーアールシーとD社が同点でございます。そのほか425点、419点の400点台の4社について、二次審査を行うということで選定委員会決定いたしまして、二次審査では、プレゼンテーションの実施及び経営分析をいたしました。

その二次審査の結果が下表でございまして、図書館経営に関する基本的な考え方、意欲・積極性等々を評価いたしまして、ティーアールシーは意欲・積極性、図書館経営に関する問題意識・信頼性等では1位、財務・経営分析の項目では2位という得点を得まして、二次審査評価合計点では505点ということで、他者よりも多い得点となりました。

そういうことで、一次審査、二次審査合わせました合計点、得点数でいきますと総合計で1,200点ということになるわけでございますが、その合計点1,200点中968点のティーアールシーサポートアンドサービス社が最も高い点数ということになりました。この点数を法人選定委員会で最終的に確認をいたしまして、委員全員の総意に基づきまして、今回の中央図書館の業務委託に関しましては、ティーアールシーサポートアンドサービスが望ましいという結論が出ましたので、この業者に委託するという事に決しました。

なお、このティーアールシーサポートアンドサービスは、現在、会社組織が変わる予定で動いているところでございます。その辺に関する資料を、きょう、委員の皆様には机上にお配りしました。こちらは、先ほど申し上げました図書館流通センターという会社の100%出資会社でございましたが、今般3月31日をもってティーアールシーサポートアンドサービスが株式会社図書館

流通センターに合併をするということで、現在官報に公告がされているところでございます。その官報の公告のコピーを机上に配らせていただいております。

そして、合併先でございますが、その図書館流通センターに関する資料がパンフレットとしてお配りしました資料でございます。この図書館流通センターにつきましても、元来、日本図書館協会というところから発生してございまして、図書館のさまざまな業務を請け負う業者でございます。資料の中の5ページをご覧くださいますと、図書館流通センターにおきましても図書館運営や図書館業務を実際にしてございます。また、吸収合併されることによりまして、資本金2億6,600万円ほどの規模になるということで、会社組織としては大きくなるという予定でございます。

私の方からは以上でございます。

**委員長** ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** では、本日予定されました報告事項、これにて終わりにいたします。

これで予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** 次回の日程でございますが、2月22日、3月8日は定例会の日ですが、この辺につきましては、議会等の日程が予定されているように聞いてございますので、次回は3月22日、水曜日、午後2時ということで、2月22日、3月8日は休会とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

**委員長** では、ご予定のほど、よろしくお願いいたします。

では、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。